
第2章 試行的評価の概要

1. 大学評価・学位授与機構の設立と試行的評価の実施

機構は、平成10年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について - 競争的環境の中で個性が輝く大学 - 」(以下「大学審議会答申」という。)を踏まえ、設置者の要請に基づき大学等に対する第三者評価を実施する大学共同利用機関的な位置付けの機関として、国立学校設置法の改正により、当時の学位授与機構を改組して平成12年に設立された。

当初、機構の評価は、平成14年度までを必要な態勢を整えるための段階的实施期間として、対象分野や対象機関数を絞って実施し、平成15年度から本格的に実施することとされていた。しかし、学校教育法の改正並びに国立大学法人法の制定に基づく平成16年度からの新たな大学等の評価に対応するため、平成15年度からの現行方式による本格実施については行わないこととし、平成12年度着手から平成14年度着手分までの評価を試行的実施期間における評価と位置付け、そこでの基本的な考え方等を今後の機構の評価に反映させることにより、これまでに蓄積した評価のノウハウ等を活かしつつ、更なる機構の評価事業の充実を図ることとした。

2. 試行的評価の目的

機構が実施する評価は、国立学校設置法上「大学等の教育研究水準の向上に資する」ため、「大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること」とされていた。試行的評価の目的は、この規定及び大学審議会答申の趣旨を体現するため、機構の大学評価実施大綱において以下のように表されていた。

教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等の行う諸活動について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てる

大学等の諸活動の状況を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく

3. 試行的評価の実施方法

試行的評価においては、前述の目的を達成することができるよう、大学等の教育研究活動等の状況に関する普遍的な評価手法の確立を目指して評価を行ってきた。この間の機構の評価の特徴を挙げると以下のとおりである。

(1) 複数の評価手法に基づく多面的な評価

大学等の行う多様な活動を多面的に評価するため、国立学校設置法施行規則に基づき、大学等の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価（全学テーマ別評価）、大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価（分野別教育評価）、大学等の各学部、各研究科、各附置研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価（分野別研究評価）の3区分の評価を実施した。また、各区分の評価においても、大学等の教育研究活動等の状況を包括的に把握できるよう複数の評価項目を設定し、評価項目ごとに活動の状況を分かりやすく示すことによって実施した。

(2) 各大学等の目的及び目標に即した評価

大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、評価対象となる活動についての統一的な水準に基づいた評価ではなく、教育研究活動等に関して大学等が有する目的（大学等が教育研究活動等を実施する全体的な意図）及び目標（「目的」で示された意図を実現するための具体的な課題）に即して評価を実施した。

(3) 各大学等の自己評価を踏まえた、当該分野の専門家等による評価（ピア評価）

教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学等の主体的な取組を支援・促進するため、透明性と公平性を確保しつつ、機構が示す評価の枠組みに基づき大学等が行う自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて、当該分野の専門家等によって評価を実施した。

(4) 大学等の優れた取組や改善点等の指摘

各大学等の個性の伸長や教育研究活動等の質的充実に資するため、大学等の教育研究活動等に対する優れた取組や改善点等を指摘した。

(5) 評価結果確定前の当該大学等への通知

評価プロセスの透明性を確保するとともに、評価結果の正確性を担保するため、国立学校設置法施行規則に基づき、評価結果を確定する前に評価結果を対象大学等に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には再度審議を行った上で最終的な評価結果を確定した。また、申立てと対応の内容は、評価結果と併せて評価報告書に掲載した。

(6) 各大学等に通知した評価結果の社会への公表

評価結果を設置者及び各大学等に通知することにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てるとともに、各大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に示すため、大学等に通知した内容をそのまま社会にも公表した。

4. 試行的評価の対象等

機構は、評価の主たる対象は国立大学としつつ、公私立大学についても、設置者である地方公共団体や学校法人の要請により評価を受けることができる機関（大学審議会答申）として設立されたものであったが、国立学校設置法施行規則の附則の規定により、当分の間、私立大学に係る評価を行わないこととされていた。なお、短期大学についても評価の対象に含まれていたが、具体的な評価のあり方については今後検討することとされていた。公立大学については、平成14年度着手の試行的評価から参加することになった。評価は、国立学校設置法施行規則に基づき、評価の区分（実施するテーマ及び分野）ごとに、設置者から要請があった大学等を対象として実施し、3年間の試行的評価期間で評価を受けた機関数は122機関（統合前の機関数）、延べ550機関に上った。

全学テーマ別評価の各年度の実施テーマ、分野別教育評価及び分野別研究評価の評価対象分野、それぞれの評価対象機関等は表2-1のとおりである。

【表2-1】試行的評価の実施状況

全学テーマ別評価

実施年度	実施テーマ・分野	対象機関等（注1）
12年度着手 （～13年度）	教育サービス面における社会貢献	全国立大学（政策研究大学院大学・短期大学を除く98大学） 全大学共同利用機関（14機関）
	教養教育（12年度は実状調査を実施）	全国立大学（短期大学・大学院大学を除く95大学）
13年度着手 （～14年度）	研究活動面における社会との連携及び協力	全国立大学（短期大学を除く99大学） 全大学共同利用機関（総合地球環境学研究所を除く14機関）
	国際的な連携及び交流活動	全国立大学（短期大学を除く97大学） 全大学共同利用機関（総合地球環境学研究所を除く14機関） 東京都立科学技術大学 ⁽¹⁾ 、愛知県立大学 ⁽¹⁾ 、名古屋市立大学 ⁽¹⁾ 、 大阪市立大学 ⁽¹⁾

分野別教育評価

実施年度	実施テーマ・分野	対象機関等（注1）
12年度着手 （～13年度）	理学系	千葉大学、東京大学、新潟大学、 大阪大学、広島大学、熊本大学
	医学系（医学）	秋田大学、群馬大学、岐阜大学、 京都大学、高知医科大学、長崎大学
13年度着手 （～14年度）	法学系	東北大学、東京大学、新潟大学、 金沢大学、神戸大学、香川大学
	教育学系	宮城教育大学、横浜国立大学、上越教育大学、 京都教育大学、山口大学、福岡教育大学
	工学系	宇都宮大学、長岡技術科学大学、名古屋大学、 和歌山大学、鳥取大学、九州工業大学
14年度着手 （～15年度）	人文学系	千葉大学、信州大学、大阪大学、 大阪外国語大学、岡山大学、九州大学、 東京都立大学 ⁽¹⁾ 、愛知県立大学 ⁽¹⁾ 、福岡県立大学 ⁽¹⁾ 、福岡女子大学 ⁽¹⁾
	経済学系	小樽商科大学、埼玉大学、滋賀大学、 神戸大学、佐賀大学、長崎大学、 青森公立大学 ⁽¹⁾ 、東京都立大学 ⁽¹⁾
	農学系	弘前大学、東京農工大学、静岡大学、 島根大学、愛媛大学、鹿児島大学、 大阪府立大学 ⁽¹⁾
	総合科学（注2）	北海道大学、群馬大学、東京大学、 徳島大学、 名古屋市立大学 ⁽¹⁾ 、福岡女子大学 ⁽¹⁾

分野別研究評価

実施年度	実施テーマ・分野	対象機関等(注1)
12年度着手 ～13年度)	理学系	東北大学, 埼玉大学, 金沢大学, 神戸大学, 愛媛大学, 国立天文台
	医学系(医学)	北海道大学, 筑波大学, 東京医科歯科大学(難治疾患研究所), 福井医科大学, 岡山大学, 宮崎医科大学
13年度着手 (～14年度)	法学系	一橋大学, 名古屋大学, 京都大学, 大阪大学, 広島大学, 九州大学
	教育学系	弘前大学, 筑波大学, 東京学芸大学, 信州大学, 鳴門教育大学, メディア教育開発センター
	工学系	北海道大学, 東京大学, 徳島大学, 宮崎大学, 奈良先端科学技術大学院大学, 東京工業大学(精密工学研究所)
14年度着手 (～15年度)	人文学系	東北大学, 富山大学, 名古屋大学, 山口大学, 熊本大学, 国立民族学博物館, 東京都立大学 ^(*) , 福岡県立大学 ^(*) , 福岡女子大学 ^(*)
	経済学系	一橋大学, 横浜国立大学, 金沢大学, 和歌山大学, 香川大学, 大分大学, 東京都立大学 ^(*) , 名古屋市立大学 ^(*)
	農学系	岩手大学, 宇都宮大学, 新潟大学, 岐阜大学, 京都大学, 広島大学, 大阪府立大学 ^(*)
	総合科学(注2)	北海道大学, 群馬大学, 東京大学, 徳島大学, 名古屋市立大学 ^(*) , 福岡女子大学 ^(*)

(注1) 分野別教育評価では、大学の当該分野の学部、研究科それぞれを単位とし、分野別研究評価では、当該分野の学部・研究科、附置研究所を1単位として評価を実施した。なお、分野別教育評価・分野別研究評価の対象学部・研究科名については省略している。また、「*」は公立大学を示している。

(注2) 総合科学については、分野別教育・研究評価の対象を同一の機関とした。

5. 試行的評価のプロセス

評価の実施に当たっては、国公私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学評価委員会を設置するとともに、その下に、テーマ及び学問分野ごとに大学評価委員会の委員及びそのテーマ・分野の専門家等からなる専門委員会を設置した。

大学評価委員会は大学評価実施大綱を策定し、それに基づき専門委員会では、評価の実施方針及び具体的な評価の内容・方法を策定し、大学等が自己評価を行う際の事項を示した自己評価実施要項、評価担当者が自己評価書をもとに評価を行うための評価実施手引書及び評価作業マニュアル等を明示し、最終的に大学評価委員会がそれを決定した。

評価対象となる大学等の機関は設置者の要請に基づき決定された。各対象機関に対しては、これらの大学評価実施大綱及び自己評価実施要項等の配付並びに大学評価に関する説明会の実施を通じて、評価の内容・方法等について周知した。

対象機関は、機構の示す自己評価実施要項等に基づき自己評価を行い、自己評価書を提出した。機構では、専門委員会の下に組織された評価チーム又は部会において自己評価書の分析を行い、さらに分野別教育評価及び分野別研究評価の「工学系」においては訪問調査を、全学テーマ別評価及び分野別研究評価(「工学系」を除く。)においてはヒアリングを通じて評価を行った。このように作成された評価結果案は、専門委員会及び大学評価委員会での審議を経て、評価結果として取りまとめられた。

評価結果は、その確定前に対象機関に通知し、意見の申立てを経て、大学評価委員会で最終的に確定した。そして、この評価結果は、評価報告書として対象機関及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表した。(図2-2)

【図 2-2】 試行的評価のプロセス及びスケジュール

